

電気供給約款別紙（関西電力送配電株式会社管内）

実施要綱 関西 のむシリカ電力 お得スマート

1. 本別紙の適用エリア

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除く），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は，**3**（契約種別，料金単価等）へ（基本料金および電力量料金単価）**(a)**のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし，燃料費調整額の加減算につきましては，電気供給約款（関西のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は，本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし，本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は，本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別，料金単価等

当契約種別については，技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には，ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

低圧で電気の供給を受け，電灯または小型機器を使用し，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

なお，この実施要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，この実施

要綱を適用いたしません。

- (a) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに本約款別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (b) 契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であること。
- (c) 1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）と契約電力（実施要綱の定めにより最大使用電力（お客さまが使用される電力の最大値をいい、以下同様といたします。）にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(c)の契約電力の合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ) 契約電力

- (a) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ①新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その

1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この実施要綱による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。

②契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

③契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(b)(a)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、本約款4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

ホ) 季節区分および時間帯区分

(a) 季節区分は、次のとおりといたします。

①夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

②その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

①昼間時間(デイトタイム)

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

ただし、休日扱い日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいい、以下同様といたします。）を除きます。

②生活時間（リビングタイム）

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、夏季における休日扱い日以外の日は、午前8時から午後1時までおよび午後4時から午後10時までの時間をいいます。

③夜間時間（ナイトタイム）

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

へ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の6キロワットまで	1 契約	1,289 円 38 銭
	上記をこえる1キロワットにつき	1kW	412 円 77 銭

(b)電力量料金単価

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

生活時間（リビングタイム）のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

電力量料金	昼間時間(デイトタイム)		1kWh	38 円 14 銭
	生活時間 (リビングタイム)	夏季料金	1kWh	29 円 81 銭
		その他季料金	1kWh	27 円 09 銭
	夜間時間 (ナイトタイム)		1kWh	15 円 37 銭

ト) 使用電力量の算定

(a)料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、本約款15（使用電力量の算定）に準じて算定するものといたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間および生活時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

(b)夜間蓄熱式機器の計量等

①技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合で、当該一般送配電事業者が認めるときは、当該一般送配電事業者は、別表2（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直

接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

- ② ①に該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をシャ断いたします。

チ) その他

この実施要綱の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

1. 実施期日

この実施要綱は、令和5年7月1日から実施いたします。

別 表

1. 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じて定めます。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未滿となる場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。
- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約設備電力は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

- イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じてえた値
- ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）
ただし、負荷の実情に応じて、お客さまとの協議により、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が6キロボルトアンペア未滿となる場合には、イの値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

2. 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- イ 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
- (イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
- (ロ) ト）（使用電力量の算定）(b)①または②の場合で、当該一般送配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。
- (2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

- (3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。